

国立大学法人東京医科歯科大学宿舎規則実施要項

〔平成16年4月1日
制 定〕

第1章 総則

(目的)

第1条 この要項は、国立大学法人東京医科歯科大学宿舎規則（平成16年規則第69号。以下「規則」という。）第18条の規定に基づき、規則の実施について定め、宿舎の適正な管理かつ効率的な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において「役職員」とは、規則第3条第1号に規定する役職員をいい、「被貸与者」とは、規則第10条に規定する被貸与者をいう。

2 この要項において「宿舎」とは、規則第3条第2号に規定する宿舎のうち、規則第4条に規定する有料宿舎をいう。

3 この要項において「自動車の保管場所」とは、規則第3条第2号に規定する工作物その他の施設のうち、自動車の保管場所として役職員に使用させるため、本学が設置するものをいう。

第2章 貸与

(貸与資格)

第3条 規則第12条の規定に基づき宿舎を貸与することができる者は、原則として生計を一にする同居者のある役職員とする。ただし、次に掲げる者のうち国立大学法人東京医科歯科大学職員給与規則（平成16年規則第36号）第12条の規定により管理職手当が支給される者又は学長（委任を受けた役職員を含む。以下同じ。）が特別に承認した役職員については、この限りでない。

(1) 文部科学本省内部部局（水戸原子力事務所を含む。）、文部科学本省の施設等機関、日本学士院又は文化庁内部部局（日本芸術院を含む。）の在職期間を有する者

(2) 国、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、特殊法人、地方公共団体、地方独立行政法人及び国際機関との人事交流により引き続き本学に在職することとなった者

(貸与の申請)

第4条 宿舎を貸与しようとするときは、貸与しようとする役職員から、宿舎の貸与を受けたい旨の申請書を、宿舎事務担当部署（以下「担当部署」という。）に提出させるものとする。

(貸与する者の選定)

第5条 宿舍を貸与する者の選定は、原則として、貸与を希望する者からの申請順に、宿舍の充足状況を考慮して行うものとする。ただし、本学に採用又は出向（交流在籍）及び長期にわたる出張による復帰の場合は優先することとし、その選定は次の順序に従って行うものとする。

(1) 海外から赴任又は帰国する役職員

(2) 役員、国立大学法人東京医科歯科大学管理職手当支給細則（平成18年3月31日制定）第2条第1項の表においてⅠ種からⅢ種までに該当する職員及び教授（前号に掲げる者を除く。）

(3) 国立大学法人東京医科歯科大学管理職手当支給細則第2条第1項の表においてⅣ種に該当する職員及び准教授（前2号に掲げる者を除く。）

(4) 係長以上又はこれに準ずる職員及び講師（前3号に掲げる者を除く。）

(5) 前各号に掲げる職員以外の職員

2 前項の場合において、同順位にある役職員が2人以上存するときは、これらの者の職務の性質、住居の困窮度その他の事情を考慮し、その最も必要と認められる者に宿舍を貸与するものとする。

3 自動車の保管場所を貸与する者の選定は、原則として、申請順に行うものとする。

(貸与の承認)

第6条 学長は、宿舍の貸与を承認したときは、宿舍貸与承認書を交付するものとする。

(使用料の算定方法)

第7条 宿舍及び自動車の保管場所に係る使用料は、国家公務員宿舍法（昭和24年法律第117号）、国家公務員宿舍法施行令（昭和33年政令341号）及び国家公務員宿舍法施行規則（昭和34年大蔵省令第10号）で定める算定方法により決定するものとする。

(入居期限)

第8条 宿舍の貸与の承認を受けた役職員は、その宿舍貸与承認書に記載された入居日から10日以内に当該宿舍に入居しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、学長の承認を得てその入居期限を延期することができる。

2 学長は、宿舍の貸与の承認を受けた役職員が前項の規定による入居期限までに当該宿舍に入居しないときは、その承認を取り消すことができる。

第3章 明渡し

(明渡し)

第9条 被貸与者は、宿舍の明渡しをしようとするときは、明渡しをしようとする日の10日前までに、担当部署に届け出なければならない。

(原状回復)

第10条 被貸与者は、宿舍の明渡しをするときは、宿舍担当者（第16条に規定する管理人を含む。）による点検を受けなければならない。その際、原状回復の指示を受けたものについては被貸与者の負担により原状回復を行い、返還しなければならない。

2 被貸与者が、退去後1月を経過しても前項の規定による原状回復の義務を履行しないときは、学長は、被貸与者の負担においてこれを行うことができる。この場合、被貸与者は異議を申し立てることができない。

(損害賠償金の請求及び明渡しのための措置)

第11条 学長は、規則第16条第1項又は同条第2項の規定により宿舍を明け渡さなければならない者がこれらの規定による明け渡すべき日までに当該宿舍を明け渡さないときは、同条第3項の規定に基づき、その者に対し、損害賠償金の支払いを請求するとともに、速やかに明渡しを求める訴えの提起その他適宜の措置をとるものとする。

(宿舍を明け渡さない場合に支払うべき損害賠償金)

第12条 前条に規定する損害賠償金の額は、明渡し期日の翌日から明け渡した日までの期間に於ける当該宿舍及び自動車の保管場所の使用料の額の3倍（学長が認める場合には、その期間に限り1.1倍）に相当する金額とする。

(明渡猶予の申請)

第13条 規則第16条第1項本文の規定により宿舍を明け渡さなければならない者が同項ただし書の規定により引き続き当該宿舍を使用しようとする場合には、同項本文に規定する期限までに、その理由その他参考となるべき事項を記載した宿舍明渡猶予申請書を学長に提出してその承認を受けなければならない。

(明渡猶予の承認)

第14条 学長は、前条の申請があった場合において、その理由が相当であると認めるときは、規則第16条第1項ただし書に規定する期間の範囲内で明け渡すべき日を指定してこれを承認することができる。

第4章 その他

(立入り)

第15条 学長は、管理上必要と認めるときは、宿舍担当者に入居中宿舍に立ち入らせ、検査、調査又は必要な指示若しくは措置をさせることができる。

2 宿舍担当者は、前項の立入りをするときは、原則として、被貸与者を立ち合わせなければならない。ただし、緊急やむを得ないと判断した場合においては、この限りでない。

(管理人)

第16条 学長は、宿舎に管理人を置き、宿舎の管理に関する事務の一部を行わせることができる。

2 前項の事務は、外部の者に委託することができる。

(雑則)

第17条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要項は、平成16年4月1日から施行する。

(宿舎の無償使用)

第2条 規則附則第2条第1項の規定に基づき、国等(同項に規定する国等をいう。以下同じ。)が宿舎の無償使用を希望する場合、所定の様式により申し込みをさせるものとする。

2 学長は、前項の申し込みがあった場合、原則として承認するものとし、当該国等と建物使用貸借契約を締結するものとする。

3 第1項の規定は、規則附則第2条第2項の規定に基づき、国等の役職員が宿舎の無償使用を希望する場合に準用する。

4 学長は、前項の申し込みがあった場合、宿舎の充足状況、当該国等との関係を勘案して可否を決定するものとし、承認することとしたときには、当該国等と建物使用貸借契約を締結するものとする。

附 則(平成17年11月30日制定)

この要項は、平成17年12月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日制定)

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月6日制定)抄

(施行期日)

1 この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月10日制定)

1 この要項は、平成26年4月1日から施行する。

2 この要項の第7条の規定にかかわらず、当面の間、宿舎に係る使用料は、平成26年3月31日時点の算定方法により決定するものとする。

附 則(平成27年8月14日制定)

この要項は、平成27年8月14日から施行し、平成27年8月1日から適用する。

附 則(平成28年3月10日制定)

1 この要項は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要項の第7条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間、宿舎に係る使用料は、平成28年3月31日時点の算定方法により決定するものとする。

附 則(平成30年3月1日制定)

1 この要項は、平成30年4月1日から施行する。

2 この要項の第7条の規定にかかわらず、平成32年3月31日までの間、宿舎に係る使用料は、平成30年3月31日時点の算定方法により決定するものとする。